

野田市郷土博物館及び野田市市民会館の管理に関する変更協定書

野田市（以下「発注者」という。）と野田業務サービス株式会社（以下「受注者」という。）とは、令和4年2月21日付けで締結した野田市郷土博物館及び野田市市民会館の管理に関する基本協定書第54条（協定の変更）に基づき、次のとおり変更する協定を締結する。

変更後	変更前
<p>【基本協定書】 （公契約条例による賃金等の支払） 第24条 <u>3 最低額が改定された場合は、改定後の最低額を適用する。その場合、発注者は、改定日以後の当該年度の適用労働者に支払われる賃金等を調査し、その賃金等（直近の千葉県について決定された最低賃金法（昭和34年法律第137号）第9条第1項に規定する地域別最低賃金を下限とする。）が改定された最低額と比較して不足する場合は、その不足分について発注者が負担することとする。負担の方法については、発注者と受注者で協議の上決定する。</u></p> <p>別紙5 野田市公契約条例に係る特記事項（指定管理協定用）</p> <p>（賃金等支払義務、受注者の連帯責任等） 1 受注者等は、適用労働者に対し、市長が定める賃金等の最低額（以下「最低額」という。）以上の賃金等を支払わなければならない。<u>最低額が改定された場合は、改定後の最低額を適用する。その場合、発注者は、改定日以後の当該年度の適用労働者に支払われる賃金等を調査し、その賃金等（直近の千葉県について決定された最低</u></p>	<p>【基本協定書】 （公契約条例による賃金の支払） 第24条 <u>3 仕様書18(2)のただし書きの規定により、表掲最低額を改定した場合は、年度協定にこれを定めるものとする。</u></p> <p>別紙5 野田市公契約条例に係る特記事項（指定管理協定用）</p> <p>（賃金支払義務、受注者の連帯責任等） 1 受注者等は、適用労働者に対し、仕様書に定める「市長が定める賃金の最低額一覧」（以下「賃金等の最低額」）または、「指定管理業務開始後に変更する場合の賃金等の最低額」に記載された額以上の賃金を支払わなければならない。受注関係者が適用労働者に支払った賃金が、賃金等の最低額を下回ったときは、その差額分の賃金等</p>

<p><u>賃金法（昭和34年法律第137号）第9条第1項に規定する地域別最低賃金を下限とする。）が改定された最低額と比較して不足する場合は、その不足分について発注者が負担することとする。負担の方法については、発注者と受注者で協議の上決定する。</u></p> <p><u>受注関係者が適用労働者に支払った賃金等が、最低額を下回ったときは、その差額分の賃金等について、受注者は、受注関係者と連帯して支払わなければならない。</u></p> <p>受注者は、当該業務に従事する労働者の適正な労働条件及びこの公契約の質の確保が受注関係者の安定した経営に基づいて成り立つことを十分に考慮し、受注関係者との契約を締結するに当たっては、各々の対等な立場における合意に基づいた公正な契約としなければならない。</p>	<p><u>について、受注者は、受注関係者と連携して支払う義務を負う。</u></p> <p>受注者は、当該指定管理業務に従事する労働者の適正な労働条件及びこの公契約の質の確保が受注関係者の安定した経営に基づいて成り立つことを十分に考慮し、受注関係者との契約を締結するに当たっては、各々の対等な立場における合意に基づいた公正な契約としなければならない。</p>
--	--

<p>【仕様書】</p> <p>5 指定管理者が行う業務</p> <p>(5) 市の魅力の発信に関する業務</p> <table border="1" data-bbox="240 371 802 1043"> <thead> <tr> <th colspan="2">業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="240 421 517 1043"> <p><u>出版、映像作成に関する業務</u></p> </td> <td data-bbox="517 421 802 1043"> <p>ア 歴史ある郷土博物館及びその資料と市民会館(庭園も含む)を活用し当市の魅力が発信できる事業(出版、映像作成)に<u>PR推進室</u>と協力し、施設を提供すること。</p> <p>(削る。)</p> </td> </tr> </tbody> </table>	業務内容		<p><u>出版、映像作成に関する業務</u></p>	<p>ア 歴史ある郷土博物館及びその資料と市民会館(庭園も含む)を活用し当市の魅力が発信できる事業(出版、映像作成)に<u>PR推進室</u>と協力し、施設を提供すること。</p> <p>(削る。)</p>	<p>【仕様書】</p> <p>5 指定管理者が行う業務</p> <p>(5) 市の魅力の発信に関する業務</p> <table border="1" data-bbox="826 371 1380 1043"> <thead> <tr> <th colspan="2">業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="826 421 1086 1043"> <p><u>市の魅力の発信に関する業務</u></p> </td> <td data-bbox="1086 421 1380 1043"> <p>ア 歴史ある郷土博物館及びその資料と市民会館(庭園も含む)を活用し当市の魅力が発信できる事業(出版、映像作成)に(仮)PR推進室と協力し、施設を提供すること。</p> <p>イ 市の魅力を市内外に発信するため、(仮)PR推進室及びむらさきの里野田ガイドの会と協力し、開館日の土曜日、日曜日及び休日に市民会館の見学者の案内をさせるとともに、市民会館及び郷土博物館を中心とした市内ガイドの申込み受付及び取り次ぎを行うこと。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	業務内容		<p><u>市の魅力の発信に関する業務</u></p>	<p>ア 歴史ある郷土博物館及びその資料と市民会館(庭園も含む)を活用し当市の魅力が発信できる事業(出版、映像作成)に(仮)PR推進室と協力し、施設を提供すること。</p> <p>イ 市の魅力を市内外に発信するため、(仮)PR推進室及びむらさきの里野田ガイドの会と協力し、開館日の土曜日、日曜日及び休日に市民会館の見学者の案内をさせるとともに、市民会館及び郷土博物館を中心とした市内ガイドの申込み受付及び取り次ぎを行うこと。</p>
業務内容									
<p><u>出版、映像作成に関する業務</u></p>	<p>ア 歴史ある郷土博物館及びその資料と市民会館(庭園も含む)を活用し当市の魅力が発信できる事業(出版、映像作成)に<u>PR推進室</u>と協力し、施設を提供すること。</p> <p>(削る。)</p>								
業務内容									
<p><u>市の魅力の発信に関する業務</u></p>	<p>ア 歴史ある郷土博物館及びその資料と市民会館(庭園も含む)を活用し当市の魅力が発信できる事業(出版、映像作成)に(仮)PR推進室と協力し、施設を提供すること。</p> <p>イ 市の魅力を市内外に発信するため、(仮)PR推進室及びむらさきの里野田ガイドの会と協力し、開館日の土曜日、日曜日及び休日に市民会館の見学者の案内をさせるとともに、市民会館及び郷土博物館を中心とした市内ガイドの申込み受付及び取り次ぎを行うこと。</p>								
<p>(6) その他</p> <table border="1" data-bbox="240 1142 802 1765"> <thead> <tr> <th colspan="2">業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="240 1191 517 1765"> <p><u>市と協力して自主的に実施する業務</u></p> </td> <td data-bbox="517 1191 802 1765"> <p>ア <u>市の魅力を市の内外に発信するため、市内観光ガイドボランティア等の協力を得て、市民会館及び郷土博物館を含めた市内の魅力ある建物や景観地の案内等を行うこと。</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	業務内容		<p><u>市と協力して自主的に実施する業務</u></p>	<p>ア <u>市の魅力を市の内外に発信するため、市内観光ガイドボランティア等の協力を得て、市民会館及び郷土博物館を含めた市内の魅力ある建物や景観地の案内等を行うこと。</u></p>					
業務内容									
<p><u>市と協力して自主的に実施する業務</u></p>	<p>ア <u>市の魅力を市の内外に発信するため、市内観光ガイドボランティア等の協力を得て、市民会館及び郷土博物館を含めた市内の魅力ある建物や景観地の案内等を行うこと。</u></p>								

<p>18 公契約条例について (2) 最低額</p> <p>最低額が改定された場合、野田市は、改定日以降の当該年度の適用労働者に支払われる賃金等を調査し、その賃金等(直近の千葉県について決定された最低賃金法(昭和34年法律第137号)第9条第1項に規定する地域別最低賃金を下限とする。)が改定された最低額と比較して不足する場合は、その不足分について野田市が負担することとする。負担の方法については、野田市と受注者で協議の上決定する。</p>	<p>18 公契約条例について (2) 最低額</p> <p>本指定管理業務に適用される最低額は、令和4年4月1日時点の市長が定めた賃金の最低額とする。</p> <p>ただし、千葉県について決定された最低賃金法(昭和34年法律第137号)第9条第1項に規定する地域別最低賃金(以下「最低賃金」という。)が改定された場合において、次の最低額改定基準に該当したときの翌年度の最低額は、最低賃金が改定された日が属する年度(以下「最低賃金改定年度」という。)の最低額に最低賃金改定年度中に決定された最低賃金を前年度中に決定された最低賃金で除して得た数(小数点以下第5位を四捨五入)を乗じて得た額(小数点以下第1位切上げ)とする。(計算式1)</p> <p>なお、最低賃金改定年度の翌年度の適用労働者に支払われる賃金を調査し、その賃金が計算式1で求めた最低額と比較して不足する場合は、その不足分について野田市が負担することとする。負担の方法については、野田市と受注者で協議の上決定する。</p> <p>(計算式1) 翌年度の最低額 = $A \times B / C$</p> <p>A : 最低賃金改定年度の最低額 B : 最低賃金改定年度中に決定された最低賃金 C : 前年度中に決定された最低賃金</p> <p><最低額改定基準> 最低賃金改定年度の最低額から最低賃金改定年度中に決定された最低賃金に当該</p>
---	---

	<p><u>最低賃金を前年度中に決定された最低賃金で除して得た数（小数点以下第 5 位を四捨五入）を乗じて得た額（小数点以下第 1 位切上げ）を差し引いた額が 10 円に満たない場合（計算式 2）</u></p> <p><u>（計算式 2） $A - B \times B / C < 10$</u></p>
--	--

本協定を証するため、本書を 2 通作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 6 年 4 月 1 日

発注者 千葉県野田市鶴奉 7 番地の 1
野田市
野田市長 鈴木 有

受注者 千葉県野田市宮崎 2 1 0 番地の 5
野田業務サービス株式会社
代表取締役 今村 繁